

特定非営利活動法人
共同受注窓口みえ 様

三重県環境生活部長

見積書の提出について (依頼)

このことについて、下記のとおり見積もり合わせを実施しますので、あっせん及びあっせん事業所からの見積書の提出をお願いします。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 内容 | 旅券事務用印刷物 (「パスポート (旅券) 申請案内」) の印刷 |
| 2 品名・規格 | A 4 両面 巻三つ折り 上質紙 44.5 フルカラー |
| 3 数量 | 30,000 部 |
| 4 納期 | 令和 2 年 6 月 22 日 (月) 16 時 |
| 5 納品場所 | 三重県津市羽所町 7 0 0 番地アスト津 3 階
三重県旅券センター |
| 6 見積書提出期限 | 令和 2 年 6 月 19 日 (火) 5/11 (月) まで 見積書原本は窓口みえまで |
| 7 見積結果通知 | 電話により通知します。 |
| 8 その他 | 詳細は別添印刷物仕様書のとおりです。 |

- 見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 110 に相当する額を加算した額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって契約金額としますので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載してください。
- 見積書の宛先は、「三重県知事」としてください。
- 見積書の提出を辞退することができます。このことをもって以後の取扱いにおいて不利益を受けることはありません。(辞退する場合、下記までその旨をご連絡ください。)

事務担当
三重県環境生活部
環境生活総務課旅券班 高橋
電話 059-222-5980
FAX 059-222-5970

印刷物仕様書 2 (ポスター・チラシ・リーフレット・地図類)

担当部署	環境生活部環境生活総務課 旅券班	担当者	高橋 昌子	TEL	059-222-5980	
印刷物の名称	パスポート(旅券)申請案内				数量	30,000 部
種別	ポスター ・ チラシ ・ オリフレット ・ 地図 ・ その他()					
仕上がりサイズ	(<small>折り加工の有無に関係なく記載する</small>) A 4判 たて型 両面					
展開サイズ	その他 よこ630mm×たて297mm					
デザイン依頼	項目	数量	項目	数量	特記事項	
レイアウト調整	項目	数量	項目	数量	特記事項	
	文章の修正等	1				
原稿内訳	原稿種類	デジタル原稿		アナログ原稿		
		種類・ファイル形式・規格等	数量	種類・規格等	数量	
	文字原稿	編集可能PDFファイル(修正箇所あり)	1		字	
	表原稿		点		点	
	表組原稿		点		点	
	図版原稿		点		点	
	写真原稿		点		点	
	完全原稿					
特記事項	見本は三重県旅券センターでお渡しします。あらかじめ担当者にご連絡のうえ取りに来てください。 (津市羽所町700番地 アスト津3階 電話 059-222-5980)					

刷版	CTP版又はPS版(どちらでも可)												
印刷	オフセット												
ページ数・校正・印刷色・用紙	紙面の構成	印刷色		文字校正		色校正			用紙				
		色数	印刷色	回数	部数/回	種類	回数	部数/回	品種・銘柄	規格・重量又は坪量			
	両面	表	4色	フルカラー	1回	1部	カラープリンタ	1回	1部	上質紙	A全判	44.5 kg	g/m ²
		裏	4色	フルカラー	1回	1部	カラープリンタ	1回	1部				
	片面		色		回	部		回	部		判	kg	g/m ²
			色		回	部		回	部		判	kg	g/m ²
		色		回	部		回	部		判	kg	g/m ²	
特記事項	「その他特記事項」欄に記載のとおり印刷にかかる判断基準・配慮事項は国の「環境物品等の調達に関する基本方針」に準じていますので、当該判断事項に適合する紙、インキ類及び加工資材を使用すること。作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。												
製本・加工	製本	巻三つ折り											
	加工特記事項												
納品	納品日	令和2年 6月 22日(月)			16時			まで					
	納品場所	三重県旅券センター					分納：なし			送料：含む			
	電子媒体制作	要（原稿を編集可能なPDFでも納品してください。印刷原稿用と、写真部分に「sample」と文字入れした2種類を作成してください。） 使用目的：増刷用											
	包装・梱包	要	1000部単位 梱包(紙)										
特記事項													
著作権等	1 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引渡し完了したときに三重県に移転するものとする。												
	2 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作権者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。												
暴力団等の排除	1 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。 ア 断固として不当介入を拒否すること。 イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。 ウ 委託者に報告すること。 エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じることがある場合は、委託者と協議を行うこと。												
	2 受託者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。												
その他特記事項	<p>本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和2年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているため、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和2年2月) 22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。</p> <p>参考:「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」 三重県ホームページ https://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 グリーン購入法. net https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html</p>												